

郵便事業株式会社は、昨年 11 月に発表された平成 22 事業年度中間決算において、大幅な営業損失を計上し、更に、平成 23 事業年度事業計画（以下「本事業計画」という。）においても、赤字の収支予算となっている。このような状況が継続した場合には、郵便のユニバーサルサービスの確保に支障を与えかねないことも想定されることから、経営の健全化に向けた取組を早急に行うことが必要である。

このため、本事業計画の認可に当たり、平成 23 事業年度において、以下の事項を条件として付す。

- 1 本事業計画及び本年 1 月 28 日に総務省に提出した報告に記載されている収支改善施策を着実に実施すること。
- 2 本事業計画は、現在、交渉が中断している賃金交渉の結果が加味されていないものであるため、今後、4 月末を目途に、関係当事者との調整の上、その結果を反映した事業計画の変更申請を行うこと。
また、東北地方太平洋沖地震が経営にもたらす影響も見込まれるところであり、その影響により、事業計画の変更が必要となった時には、事業計画の変更申請を行うこと。
- 3 上記 1 の収支改善施策の進捗状況と経営状況について、報告を行うこと。
- 4 適正な要員配置の施策を行うに当たっては、円滑な業務運行の確保に配慮するとともに、非正規社員の雇止め等を行う場合には関係法令を遵守し、現場における業務に混乱をきたさないよう努めること。